

平成 30 年 7 月 30 日
参考資料
(県政・都道府県記者クラブ同時送付)

平成 30 年度渉外知事会定期総会の開催結果及び要請活動等の実施結果について

米軍基地が所在する 15 都道府県の知事で構成する渉外関係主要都道府県知事連絡協議会(渉外知事会)は、本日午前、都道府県会館で定期総会を開催し「基地対策に関する要望書」等についての審議を行い、同日午後、外務省、防衛省等の関係省庁で要請活動を行いました。

また、関係省庁への要請後、会長(神奈川県知事)、副会長(青森県副知事(代理)、長崎県副知事(代理)、沖縄県副知事(代理))が在日米国大使館に赴き、国への要請の概要を説明し、意見交換を行いましたのでお知らせします。

1 定期総会

(1) 「基地対策に関する要望書」について

平成 30 年度の「基地対策に関する要望書」について審議し、採択されました。

【参照】

- ・ 平成 30 年度「基地対策に関する要望書」の概要(別添1)
- ・ 基地対策に関する要望書の昨年度要望からの主な変更点(別添2)
- ・ 渉外知事会による日米地位協定改定 15 項目の要望(別添3)
- ・ 「基地対策に関する要望」(別添4)

(2) 「日米地位協定の改定に向けた新たな取組及び米軍基地負担の軽減に関する特別要望」について

昨年8月の定期総会で、渉外知事会会長(黒岩神奈川県知事)が提案した日米地位協定の改定等に向けた新たな取組の検討結果について、事務局から報告がありました。

また、上記検討結果に基づき、「日米地位協定の改定に向けた新たな取組及び米軍基地負担の軽減に関する特別要望」について審議し、採択されました。

【参照】

- ・「日米地位協定の改定に向けた新たな取組及び米軍基地負担の軽減に関する特別要望」(別添5)

(3) 沖縄県の「他国地位協定調査」中間報告について

沖縄県が独自に実施した「他国地位協定調査」の中間報告に関する説明がありました。

2 要請活動等

外務省、防衛省等関係省庁に要望書を提出するとともに、在日米国大使館で意見交換を行いました。

(1)要請者

会長 黒岩祐治 神奈川県知事 他

(2)対応者

ア 外務省 さとう まさひさ 佐藤 正久 外務副大臣

イ 防衛省 山本 ともひろ 防衛副大臣

ウ 在日米国大使館 ジョセフ・M・ヤング 首席公使

問合せ先

神奈川県政策局基地対策部基地対策課

課長 三森 電話 045-210-3370

副課長 長谷川 電話 045-210-3371

平成30年度「基地対策に関する要望書」の概要

「基地対策に関する要望書」及び「基地対策に関する要望書（別冊）」の2冊で構成されています。

1 「基地対策に関する要望書」の概要

(1) 重点要望

国に対して重点的に要望する事項を、趣旨を踏まえて分りやすく3つの大きな柱としています。

特に、日米地位協定の見直しについては、日米地位協定に盛り込むべき項目、内容を明確にして、6本の柱、15項目の改定として整理しています。

なお、重点要望については、文書による回答を求めています。

< 3つの大きな柱 >

「1 基地の整理、縮小及び早期返還の促進」

「2 日米地位協定の改定」

- ① 基地使用の可視化
- ② 環境条項の新設
- ③ 騒音軽減及び飛行運用の制限等に係る条項の新設
- ④ 国内法適用の拡充
- ⑤ 米軍、米軍構成員等による事件・事故時の措置の充実
- ⑥ 地元意見の聴取に係る仕組みの新設

「3 国による財政的措置等の新設・拡充」

- ① 基地交付金等の増額等
- ② 地域振興策の新設・拡充
- ③ 基地跡地の返還に係る支援
- ④ 駐留軍等労働者対策及び離職者対策の拡充・強化

(2) 要望事項

個別の要望事項の内容について説明をしています。

2 「基地対策に関する要望書（別冊）」の概要

「基地対策に関する要望書」のうち、要望事項「2 日米地位協定の改定に係る要望」、「3 日米地位協定の運用改善に係る要望」、「4 日米地位協定の補足協定に係る要望」について別冊としています。

- 「2 日米地位協定の改定に係る要望」…各項目に要望内容の詳細・理由等を記載。
- 「3 日米地位協定の運用改善に係る要望」…要望及び要望に至った理由等を記載。
- 「4 日米地位協定の補足協定に係る要望」…要望及び要望に至った理由等を記載。

【前年度からの主な変更点】

1 要望内容の変更

- (1) NHK 放送受信料の助成について、今年 1 月、防衛省から見直しを行うとの周知がなされたことから、住民に対し丁寧な説明を求める等の要望を追加した。

<本冊 P. 23>

旧（平成 29 年度）	新（平成 30 年度）
<p><受信料助成区域の拡大等> コ <u>テレビ受信料の助成区域を拡大し、助成額の増額を行うとともに、電話通信料の助成措置を講ずること。</u></p>	<p><受信料助成区域の拡大等> コ <u>NHK 放送受信料の助成については、航空機騒音による視聴障害の実態や住宅防音工事の効果等を調査し、適正な助成措置を講ずるとともに、助成を打ち切る場合は、対象となる住民に対し丁寧な説明を行い理解を得たうえで実施すること。また、電話通信料の助成措置を講ずること。</u></p>

- (2) 米軍人等の居住人口について、平成 26 年度以降、数値の提供が国からなされていないことから、当該数値を提供するとともに普通交付税措置に適切に反映するよう要望を追加した。

<本冊 P. 30>

旧（平成 29 年度）	新（平成 30 年度）
<p>[新設]</p>	<p>(4) <u>交付税措置</u> <u>【総務省・財務省・防衛省】</u> <u><米軍人・軍属に係る普通交付税の適切な措置></u> <u>米軍人等が居住する市町村における財政需要（消防、清掃等）については普通交付税措置されているが、実態に沿った数値を用いて算出するために、普通交付税の単位費用に用いる米軍人等の人口を、対象自治体に毎年提示し、適切に普通交付税に反映すること。</u></p>

- (3) 自衛隊施設等を米軍が一時使用する場合について、事前の情報提供等を求める要望を追加した。

<別冊 P. 16>

旧（平成 29 年度）	新（平成 30 年度）
〔新設〕	<p><u><一時使用等の情報提供及び公表></u> <u>(エ) 自衛隊施設等を米軍が一時使用する場合は、地元に対し事前に適切な情報提供を行うとともに、速やかにその内容を公表すること。</u></p>

- (4) 米軍の事故について、事故後の運用再開にあたり日米間で協議を実施する等の要望を追加した。

<別冊 P. 23>

旧（平成 29 年度）	新（平成 30 年度）
<p><u><事故後の適切な措置></u> <u>(ヌ) 事故の事後処理、原因究明、調査結果の公表、再発防止策等の措置及び損害賠償等については、迅速な誠意ある対応をするとともに、説明会を実施するなど、周辺住民の理解を得るための活動にも十分配慮すること。</u> <u>また、訓練や運用の再開にあたっては、地元の意向を尊重し、適切に対応すること。</u></p>	<p><u><事故後の適切な措置></u> <u>(ヅ) 事故の事後処理、原因究明、調査結果の公表、再発防止策等の措置及び損害賠償等については、迅速な誠意ある対応をするとともに、説明会を実施するなど、周辺住民の理解を得るための活動にも十分配慮すること。</u> <u>また、事故後の運用の再開にあたっては、日米間で協議を実施し、国の責任において安全性を十分に検証するとともに、地元の意向を尊重すること。</u></p>

- (5) 自衛隊施設等に米軍航空機が飛来する場合について、事前の情報提供等を求める要望を追加した。

<別冊 P. 25>

旧（平成 29 年度）	新（平成 30 年度）
〔新設〕	<p>(5) 5条関係（入港料・着陸料の免除） 【要望先：外務省・防衛省】 ア 1項関係〔施設・区域外の港・飛行場からの出入国〕 <u>＜米軍航空機の飛来に関する情報の提供及び公表＞</u> <u>航空祭や航空観閲式等において自衛隊施設等に米軍航空機が飛来する場合には、事前に、飛来する米軍航空機の情報</u> <u>を地元自治体に対し提供するとともに、公表すること。また、住民からの問合せや苦情に対して、責任をもって対応すること。</u></p>

2 構成の変更

- (1) 項目「2 日米地位協定に係る要望」について、3分割し、「2 日米地位協定の改定に係る要望」、「3 日米地位協定の運用改善に係る要望」、「4 日米地位協定の補足協定に係る要望」の項目を立て整理した。

<別冊>

旧（平成 29 年度）	新（平成 30 年度）
2 日米地位協定に係る要望 〔以下略〕	2 日米地位協定の改定に係る要望 〔以下略〕 (別冊 P. 1～P. 14)
	3 日米地位協定の運用改善に係る要望 〔以下略〕 (別冊 P. 15～31)
	4 日米地位協定の補足協定に係る要望 〔以下略〕 (別冊 P. 33)

- ・ 細分化して項目立てをすることで、分かりやすいものとする。

- (2) 従来、日米地位協定の運用改善に係る要望として別冊に記載していた「災害準備及び災害対応関係」の要望を独立させ、本冊の項目「9 災害準備及び災害対応に関する要望」として整理した。

<本冊>

旧（平成 29 年度）	新（平成 30 年度）
<u>(17) 災害準備及び災害対応関係</u> 〔以下略〕	<u>9 災害準備及び災害対応に関する要望</u> 〔以下略〕 (本冊 P. 34～35)

- ・ 日米地位協定に対応する関係条項がないことから、日米地位協定運用改善要望から独立させ、1項目を設ける。

渉外知事会による日米地位協定の改定 15 項目の要望

① 基地使用の可視化

基地の使用に関しては、米側の裁量に委ねられている部分が多く、基地の実情が見えず、周辺住民は大きな不安を抱えている。そのため、日米間の合意事項も含め、できる限り基地の実情等が見えるようにすること。

(第2条関係、施設・区域の提供等)

- ◇「個々の施設及び区域（以下「基地」という。）に関する協定については、使用目的、使用範囲、使用条件等を詳細に記載するとともに、その内容を日本国政府が定期的に審査すること」

(第3条関係、施設・区域に関する措置)

- ◇「公務遂行のため、日本国政府や地元地方公共団体の人員が基地内への立ち入りを求めた場合は、速やかに応ずること。また、その際、公務を遂行する上で、必要かつ適切なあらゆる援助を与えること」

(第25条関係、合同委員会合意)

- ◇「日米合同委員会の合意事項は速やかに公表すること」

② 環境条項の新設

基地内の環境問題は、周辺住民の生命、健康に重大な影響を与える可能性がある。そのため、日米地位協定に規定のない環境条項を新たに盛り込むこと。また、環境補足協定については、基地を抱える地元地方公共団体の意見を十分反映し、実効性のある政府間協定を早期に締結すること。

(第3条関係、施設・区域に関する措置)

- ◇「生活環境の保全等に係る環境条項を新たに設け、基地内において国内環境法令を適用するとともに、日米両国政府の責任において基地の特殊性に応じた措置を講ずること」

(第4条関係、施設の返還)

- ◇「基地の返還にあたっては、日米両国政府の責任において環境調査を実施・公表し、環境の浄化や障害物件の撤去等の適切な措置を講じた上で返還すること」

③ 騒音軽減及び飛行運用の制限等に係る条項の新設

米軍飛行場及び訓練場周辺や飛行ルート及び訓練空域下の住民は、飛行訓練等により航空機の騒音被害や航空機事故に対する不安等、大きな負担を強いられている。そのため、騒音軽減や飛行運用の制限等に関する条項の新設をすること。

(航空機の騒音軽減措置、飛行運用関係)

- ◇「市街地や夜間、休日等の飛行制限、最低安全高度を定める国内法令の適用等、航空機の騒音軽減措置や飛行運用に関する制限措置を行うこと」

④ 国内法適用の拡充

我が国の法令は、在日米軍の活動には原則として適用されていない。日米地位協定では触れていない保健衛生に関する規定も含め、周辺住民の生活に大きな影響を与える可能性の高い分野については、国内法令を適用すること。

(第5条関係、入港料・着陸料の免除)

◇「米軍の艦船及び航空機が港湾、空港を使用する場合は、国内法令を適用すること。また、緊急時以外の民間空港の使用を禁止すること」

(第9条関係、米軍構成員等の地位)

◇「人、動物及び植物に対する検疫並びに人の保健衛生に関して、国内法令を適用すること」

⑤ 米軍、米軍構成員等による事件・事故時の措置の充実

米軍構成員等による事件・事故への適切な対応は基地問題の重要課題の一つである。関係する地方公共団体や住民への情報提供や被害者への補償を適切に行うとともに、事故時の日本側の権限等を明確にし、事件・事故時の措置を充実すること。

(第3条関係、施設・区域に関する措置)

◇「基地に起因又は関連する事故が発生した場合、事故の大小及び施設・区域の内外にかかわらず速やかに事故等の情報を地方公共団体に提供するとともに、地域住民にも速やかに適切な情報提供を行い、二次災害防止のための適切な措置を取ること」

(第17条関係、裁判権)

◇「日本国が第1次裁判権を有する場合、米国は日本側から被疑者の拘禁の移転要請があるときには、速やかにこれに応ずること」

◇「基地の外における米軍財産について、日本国の当局が搜索、差押え又は検証を行う権利を行使すること」

◇「基地の外における事故現場等の必要な統制は、日本国の当局の主導の下に行われること」

(第18条関係、請求権の放棄)

◇「公務外の米軍構成員等が起こした事件・事故等であっても、当事者間での解決が困難な場合で、被害者への損害賠償額が満たされないときには、日米両国政府の責任において補償が受けられるようにすること」

◇「米国の当局は、日本国の裁判所の命令がある場合、米軍構成員又は軍属に支払うべき給料等を差し押さえて、日本国の当局に引き渡さなければならないこと」

⑥ 地元意見の聴取に係る仕組みの新設

基地が所在する地方公共団体では、航空機による事故や騒音、部隊の再編等に伴う生活環境への影響など、基地に起因する様々な問題が発生している。こうした問題解決のためには、地元地方公共団体の意向を聴取し、その意向を反映できる仕組みが不可欠であることから、新たに規定を設けること。

(第25条関係、合同委員会)

◇「基地の運用等に関して地元地方公共団体の意見を聴取し、その意向を尊重するとともに、日米合同委員会の中に基地を有する地方公共団体の代表者の参加する地域特別委員会を設置すること」

基地対策に関する要望

日米地位協定に基づき提供されている「施設及び区域」（米軍基地（水域を含む）。以下「基地」という。）を抱える地方公共団体は、基地の存在及びその運用に伴う諸問題によって地域の生活環境の整備・保全や産業振興等に様々な障害を受けており、その対策に日夜腐心しているところであります。

また、相次ぐ航空機事故、原子力艦をはじめとする艦船の事故や弾薬等による事故への不安、航空機等の騒音による被害の増大、環境汚染、米軍の構成員及び軍属並びにそれらの家族（以下「米軍構成員等」という。）による事故や犯罪の発生、駐留軍等労働者の諸問題など、基地に起因する問題も広範多岐にわたるとともに深刻化しております。

特に、米軍、米軍構成員等による事件・事故を抑止するための取組みについては、地位協定の改定を含め、実効性のある抜本的な再発防止策が確実に講じられることが重要であると考えております。

国におかれましては、基地周辺的生活環境の整備や民生安定のために種々の施策が講じられているところではありますが、今日の多様化した住民ニーズに応えた内容とはいえ、基地周辺対策予算や基地交付金などについても制度の目的に沿った増額措置がなされておられません。

また、平成18年5月には、抑止力の維持と地元負担の軽減を柱として、在日米軍の再編に係る最終報告が日米両国政府間で合意され、平成24年4月には再編計画の見直しが発表されました。駐留軍等の再編の円滑な実施に関する特別措置法は、平成19年8月に10年間の時限立法として成立しましたが、平成29年3月、その有効期限を平成39年

3月まで延長する法案が成立しました。

しかし、地元負担の軽減に関しては、基地周辺住民や地方公共団体に対して、まだまだ十分な配慮がなされているとは言えない状況にあります。

このことは、本来、国民全体で担うべき基地負担を担い、長年にわたって生活環境の改善を求めてきた基地周辺住民や地方公共団体の切実な願いに背くものであり、また、基地対策に関する経費が地元に移嫁されることによって各地方公共団体の財政の圧迫をもたらすものとなっております。

よって、国におかれましては、基地周辺住民、地方公共団体のこうした状況を十分に理解され、基地対策に関する別記の施策・制度・予算に関する諸事項を速やかに実現されるよう強く要望いたします。

平成30年7月30日

(要請先大臣) 殿

渉外関係主要都道府県知事連絡協議会

(略称：渉外知事会)

会 長	神奈川県知事	黒 岩 祐 治
副会長	青森県知事	三 村 申 吾
副会長	長崎県知事	中 村 法 道
副会長	沖縄県知事	翁 長 雄 志
	北海道知事	高 橋 はるみ
	茨城県知事	大井川 和 彦
	埼玉県知事	上 田 清 司
	千葉県知事	森 田 健 作
	東京都知事	小 池 百合子
	山梨県知事	後 藤 齋
	静岡県知事	川 勝 平 太
	京都府知事	西 脇 隆 俊
	広島県知事	湯 崎 英 彦
	山口県知事	村 岡 嗣 政
	福岡県知事	小 川 洋

日米地位協定の改定に向けた新たな取組及び 米軍基地負担の軽減に関する特別要望

平成30年7月30日

渉外関係主要都道府県知事連絡協議会
(略称：渉外知事会)

外務大臣 河野 太郎 殿

防衛大臣 小野寺 五典 殿

涉外関係主要都道府県知事連絡協議会

(略称：涉外知事会)

会長	神奈川県知事	黒岩 祐治
副会長	青森県知事	三村 申吾
副会長	長崎県知事	中村 法道
副会長	沖縄県知事	翁長 雄志
	北海道知事	高橋 はるみ
	茨城県知事	大井川 和彦
	埼玉県知事	上田 清司
	千葉県知事	森田 健作
	東京都知事	小池 百合子
	山梨県知事	後藤 齋
	静岡県知事	川勝 平太
	京都府知事	西脇 隆俊
	広島県知事	湯崎 英彦
	山口県知事	村岡 嗣政
	福岡県知事	小川 洋

1 日米地位協定の改定に向けた新たな取組

米軍基地に起因する様々な問題の根底には、日米地位協定の課題があり、基地問題の抜本的な解決のためには、日米地位協定の見直しが不可欠です。このような認識のもと、渉外知事会はこれまで、日米地位協定の改定について、6本の柱15項目にわたり求めてきました。国においては、日米地位協定のあるべき姿を不断に追求するとの考え方のもと、運用改善が行われ、日米両国政府間の交渉を経て、2つの補足協定が締結されましたが、その実効性のある運用、透明性を確保する必要があります。

また、平成29年1月に米国の政権交代が行われた後も、日米地位協定の改定に向けた日米交渉は開始されず、日米地位協定そのものの改定には至っていません。日米地位協定の改定は喫緊の課題であり、今や自治体のみならず、国民の願いであるといっても過言ではありません。日米地位協定改定の必要性について、国がしっかりと認識し、行動を起こすことが必要です。

このため、渉外知事会では、これまでの要望項目に加えて、日米地位協定の改定を必要とする課題等について、平成29年度総会において新たな検討を開始することを決定し、およそ1年間にわたり検討を行ってきました。本日、その内容を特別要望として提示いたします。

この特別要望をきっかけとして、日米地位協定の課題に改めて目を向けていただき、国として、改定に向けた検討と日米交渉を早急に開始することを求めます。

(1) 日米地位協定の改定に向けた日米交渉の実施について

刑事裁判手続きを含む日米地位協定の課題について、政府として検討を行い、改正案を早急に取りまとめること。また、日米地位協定の改定に向けた米国との交渉を早急に開始すること。

(2) 日米地位協定の改定に係る新たな要望項目について

日米地位協定の改定に向けた検討にあたっては、これまで要請してきた事項に加え、次の事項について考慮し、併せて日米地位協定の改定に向けた日米交渉に反映すること。

ア 米軍構成員等による犯罪防止について

米国政府は、平素より、米軍構成員等に対し教育・研修を徹底するなど、犯罪防止のための取組に努めることを規定すること。また、教育研修にあたっては、自治体の意見を反映するなど、実効性の向上に努めることを規定すること。

イ 施設・区域における安全管理の強化について

基地の中における在日米軍の活動については、安全管理に万全を期すなど、基地周辺住民の安全・安心の確保に責任をもって実施することを規定すること。また、日米の関係機関が、基地内の貯蔵物等について情報を共有するなど、日米両国が相互に協力して、基地周辺住民の安全確保に努めることを規定すること。

ウ 施設・区域の外の公共の安全の確保について

基地の外における在日米軍の活動については、日本法令の原則適用を明記し、公共の安全確保に万全を期すことを規定すること。また、基地の外における演習、訓練については、必要最小限とし、事前に安全措置について日本政府と協議を行うことを規定すること。

2 米軍基地負担の軽減

日米安全保障条約は、我が国の安全保障上重要な役割を担っており、同条約上、我が国は、米国に対し基地を提供しています。その中で、基地が所在する自治体は、騒音問題や事件・事故、環境問題など、長年にわたり基地の存在による負担を担ってきました。我が国の安全保障に係る負担は、本来は国民全体で担うべきものですが、現実には、基地が所在する一部の自治体の負担の上に成り立っているのが実情です。

こうした状況に対し、平成18年5月の在日米軍再編合意をはじめ、累次の日米協議が行われ基地負担軽減を視野に入れた取組が行われてきました。しかし、現在でも、沖縄県における米軍専用施設の基地面積は全国の7割を占めるなど、一部の自治体に基地が集中している実態が根本的に変わった訳ではありません。

この問題については、全国知事会が、平成28年11月に「米軍基地負担に関する研究会」を設置し、本年7月の全国知事会議において提言をまとめました。また、かねてより当協議会でも、基地負担が一部の自治体に集中している現状と課題について、国民の理解を得るべく努力を続けてきました。

国におかれては、こうした状況をご理解いただき、米軍基地配置に関する考え方を改めて整理するとともに、基地負担が一部の自治体に集中している実態を是正すべく、次の措置を実施することを求めます。

- (1) 我が国における米軍基地配置に関する考え方を明らかにし、国民や自治体に説明するとともに、米側とも協議を行い、基地負担軽減に継続的に取り組むこと。
- (2) 基地負担が一部自治体に集中している実態について、国の責任において是正するための方策を検討し、実施に移すこと。特に過度に集中した沖縄県の基地負担の軽減は必要であり、そのための方策について、早急に実施すること。